

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの理解

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

- ①児童の自ら学ぶ力、自己肯定感を育成する。
- ②児童同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。
- ③いじめの問題に組織的かつ継続的に取り組む。
- ④いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

## 2 いじめの防止等に関する学校の取組

### (1) 校内組織

いじめ対応チーム（管理職、生徒指導担当者、学年の生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー）を設置し、この組織を中心に教職員全員の共通理解の下、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### (2) 未然防止

いじめほどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成すると共に、友情の尊さや信頼関係の育成、自己有用感や規範意識の向上、豊かな人間性や社会性を育てる。

#### ①自尊感情を高める学習活動・学級活動等の充実

「人との関わりが、人を支える」の観点に立ち、子ども同士をつなぐ指導

#### ②人権教育の充実

「人権の尊重を普遍的な価値観として身につけ、共に支え合いながら、自ら考え正しく判断し、行動できる児童を育成する。」

#### ③道徳教育の充実

「礼儀正しく、感謝の気持ち、みんなと仲よく最後までやり抜く子」

#### ④体験教育の充実

#### ⑤コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

#### ⑥児童会活動の充実

### (3) 早期発見

いじめは早期に発見することが早期の解決につながるため、教職員は日々子どもたちとのふれあいの中で信頼関係を築いておくことが重要である。児童がどのような生活環境、交友関係の中で活動し、どのような悩みや不安を抱いているかについて、教育相談やアンケート等によって情報を収集し、きめ細かな把握と分析を行う。児童の発する様々なサインを見逃さないようにするとともに、いじめの早期発見に努める。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

#### ①学級活動のなかで日々の観察、生活ノートのチェック等

#### ②教育相談の充実（スクールカウンセラーの活用）

#### ③いじめを含む生活実態調査アンケートの実施（学期1回）

④職員研修（「いじめ未然防止プログラム」を活用した研修、カウンセリングマインド研修等）の充実

#### （４）早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チームを中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関の連携の下で迅速に取り組む。

##### ①いじめを受けた側

《児童に対して》

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

《保護者に対して》

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

##### ②いじめを行った側

《児童に対して》

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

《保護者に対して》

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

##### ③周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

##### ④継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、再発防止に必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに努める。
  - ・起きてしまった事例をしっかりと検証し、再発防止・未然防止のために、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童、保護者への啓発に努める。
- ① 情報モラル教育の充実を図り、インターネットや携帯電話・スマートフォン等の使用について主体的に考える態度を育成する。
  - ② フィルタリングの利用や家庭でのルールづくりについて啓発を行うとともに、いじめを受けている児童が発するサインを見逃さないよう―保護者との連携を行う。
  - ③ インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応する。
- (6) 家庭・地域・関係機関との連携
- いじめの問題の克服のためには、家庭・地域・関係機関との綿密な連携が不可欠である。
- ① 保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。
  - ② 学校は地域の警察との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。
  - ③ スクールソーシャルワーカーを活用するとともに、市家庭児童相談室や県中央子ども家庭センター、福祉事務所、児童民生委員等関係機関の協力を得て専門的・多面的に対応する。
  - ④ 保育所・中学校・高等学校や他の小学校との連携を図り、情報共有を行うとともに一貫した指導体制を確立する。
- (7) 達成目標の設定と評価・改善
- いじめ防止等のための取組に係る達成目標（未然防止の取組、アンケート・個人面談の実施等）を設定し、学校評価の項目に位置づけて点検・評価を行い、必要に応じて改善を図る。

### 3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査結果をふまえて必要な措置を行う。

別表 いじめ防止に係る年間指導計画

| 月  | 会議・研修等                  | 未然防止の取組              | 早期発見の取組            |
|----|-------------------------|----------------------|--------------------|
| 4  | 職員会議(毎月)<br>生活指導委員会(毎月) | 学級・学年づくり、人間関係づくり(通年) | スクールカウンセラーとの面談(通年) |
| 5  | 職員研修                    | 児童朝会                 |                    |
| 6  | いじめ対応チーム会議              |                      | いじめアンケート①          |
| 7  |                         | 保護者懇談会               | 教育相談               |
| 8  | 職員研修                    |                      |                    |
| 9  |                         |                      |                    |
| 10 |                         | 児童朝会                 |                    |
| 11 | いじめ対応チーム会議              |                      | いじめアンケート②          |
| 12 |                         | 人権集会                 | 教育相談               |
| 1  | 職員研修<br>保護者研修           | 人権参観授業               |                    |
| 2  | いじめ対応チーム会議              | 児童朝会                 | いじめアンケート③          |
| 3  | 学校評価                    |                      | 教育相談               |